

## 高松市少年育成委員委嘱要項

### 1 趣旨

この要項は、高松市少年育成委員（以下「少年育成委員」という。）の委嘱について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 少年育成委員の委嘱

少年育成委員は、次に掲げる団体から推薦された者を、市長が委嘱する。  
ただし、委嘱人数は、おおむね360人とする。

- (1) 市内に所在する小学校、中学校及び高等学校 小学校、中学校及び高等学校ごとに教員1人
- (2) 市内を所管する警察署 警察署ごとに少年補導職員1人
- (3) 市内の各地区民生委員児童委員協議会及び当該地区・校区コミュニティ協議会 小学校区ごとに原則1人
- (4) 市内の各地区・校区青少年健全育成連絡協議会及び当該地区・校区コミュニティ協議会 小学校区ごとに原則1人
- (5) 市内の各地区・校区連合自治会及び当該地区・校区コミュニティ協議会 小学校区ごとに原則1人
- (6) 市内に所在する小学校及び中学校ごとに組織されたPTA
  - ア 小学校ごとに組織されたPTA 小学校ごとに原則1人
  - イ 中学校ごとに組織されたPTA 小学校区ごとに原則1人
- (7) 少年の健全育成に係る団体 団体ごとにおおむね1人
- (8) 市内に所在する大規模小売店舗 店舗ごとにおおむね1人

### 3 少年育成委員の任期及び委嘱日

少年育成委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、やむを得ない事由により任期中に交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

なお、少年育成委員の委嘱日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する団体の推薦を受け、委嘱する少年育成委員 4月1日
- (2) 前項第3号、第4号、第7号及び第8号に規定する団体の推薦を受け、委嘱する少年育成委員 5月1日
- (3) 前項第5号及び第6号に規定する団体の推薦を受け、委嘱する少年育成委員 6月1日

#### 4 少年育成委員の推薦の要件

少年育成委員の推薦の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人格、識見が高く、少年の健全育成と非行防止に熱意と理解がある者であること。
- (2) 地域の実情に明るく信望のある者であること。
- (3) 健康で、補導活動及び少年育成センターの業務に協力ができる者であること。
- (4) 第2項各号に規定するそれぞれの団体に所属している者であること。
- (5) 任期満了まで少年育成委員として活動できる者であること。
- (6) 自薦は避けること。
- (7) 第2項第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する団体が推薦する者については、当該地区に居住していること。

#### 附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。